

茨木市景観作物栽培事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、実行組合（市内農家で組織される農業者団体をいう。以下同じ。）が実施する地域の景観形成に寄与する作物であるれんげを一団で栽培する事業に対し、市が補助金を交付することにより、れんげによる良好な景観を形成するとともに、都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、市内のほ場において、茨木市景観作物活用事業を活用してれんげ米栽培を行っている実行組合が実施するれんげを一団で栽培する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) れんげによる良好な景観の形成を目的とし、一年を通じてれんげ栽培ほ場の維持管理に勤め、農空間の保全が見込めること。

(2) 補助を受けようとするれんげ栽培ほ場が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア れんげ栽培ほ場が、茨木市景観作物活用事業を活用してれんげ米栽培を行っている水田に隣接（点で接している場合を含む。）していること。

イ れんげ栽培ほ場が、茨木市景観作物活用事業を活用してれんげ米栽培を行っている水田に公の道路（幅員の合計が4メートル以下のものに限る。）又は水路（幅員の合計が1メートル以下のものに限る。ただし、橋を利用し、当該水路を超えてれんげ栽培ほ場に立ち入ることができる場合にあっては、この限りでない。）を挟んで対面し、又は点で接していること。ただし、2本以上交差している公の道路等を挟んで点で接している場合を除く。

(3) れんげ栽培を計画するほ場面積（次号及び第3において「計画栽培面積」という。）が一筆ごとに1アール以上であり、かつ、隣接するれんげ米栽培ほ場と合わせて一団で5アール以上、実行組合単位で10アール以上であること。

(4) 補助金の交付申請時において、計画栽培面積の3割以上の面積部分についてれんげの開花が認められること。

(補助金額)

第3 補助金の額は、計画栽培面積1アールにつき450円とする。ただし、計画栽培面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市景観作物栽培事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) ほ場の位置図

（補助金の交付決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市景観作物栽培事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の申請等）

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市景観作物栽培事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市景観作物栽培事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市景観作物栽培事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) ほ場の位置図

(3) れんげの開花状況が分かる写真

（補助金額の確定等）

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市景観作物栽培事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市景観作物栽培事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第12の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
実行組合名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物栽培事業補助金交付申請書

茨木市景観作物栽培事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) ほ場の位置図

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
実行組合名
代表者名 様

茨木市景観作物栽培事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市景観作物栽培事業補助金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
実行組合名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物栽培事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市景観作物栽培事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

7 変更事業完了予定年月日 年 月 日

様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
実行組合名
代表者名 様

茨木市景観作物栽培事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市景観作物栽培事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

実行組合名

代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市景観作物栽培事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業実績書

(2) ほ場の位置図

(3) れんげの開花状況が分かる写真

様式第6号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
実行組合名
代表者名 様

茨木市景観作物栽培事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市景観作物栽培事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
実行組合名
代表者名

㊟

茨木市景観作物栽培事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円